

第39回 定時株主総会 招集ご通知



PARK24 CO.,LTD.

日時

2024年1月25日(木曜日)
午前10時開催(受付開始午前9時)

場所

東京都港区台場二丁目6番1号
グランドニッコー東京 台場
地下1階 パレロワイヤル

決議
事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

議決権行使期限 2024年1月24日(水曜日)午後5時まで
詳細は次頁をご覧ください →

パーク24株式会社

証券コード 4666

株主の皆さまへ

東京都品川区西五反田二丁目20番4号
パーク24株式会社
代表取締役社長 西川 光一

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第39回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.park24.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名（パーク24）または証券コード（4666）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

株主さまにおかれましては、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願いします。

敬 具

■ 当日ご出席の場合



議決権行使書

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■ 当日ご欠席の場合



① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年1月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



② インターネットによる議決権行使の場合

後記「議決権行使のご案内」（5頁～6頁）をご確認のうえ、2024年1月24日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使ください。

ライブ配信のご視聴方法

株主総会当日に株主さま専用サイトへログイン後、画面に表示されている「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、ライブ視聴等に関する利用規約をご確認のうえ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。
※配信ページは、株主総会開始時刻の30分前（午前9時30分）頃よりアクセス可能です。

4. 株主総会へご出席される株主の皆さまへのご案内

当日の会場撮影は株主さまのプライバシー等に配慮し、会場後方からの撮影としますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5. ご留意事項

- ① ライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権のご行使、ご質問、動議のご提出はすることができません。事前にご質問されたい場合は、前頁の「事前のご質問ご登録方法」をご参照ください。議決権行使につきましては、本招集ご通知5頁～6頁にてご案内の方法により事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ② 何らかの事情により、当日ライブ配信を行うことができなくなった場合、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.park24.co.jp/>）にてお知らせいたします。
- ③ ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人のみに限定させていただきます。
- ④ ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- ⑤ ご使用のパソコン、スマートフォン等の端末環境やインターネットの通信環境により、ご視聴いただけない場合、映像および音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ⑥ ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

株主さま専用
サイトに関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-676-808（受付時間 土・日・祝日を除く午前9時～午後5時、通話料無料）

議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限	2024年1月24日（水曜日）午後5時まで
---------	-----------------------

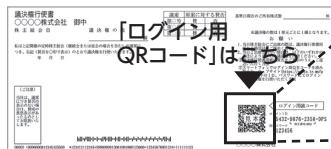
スマートフォンの場合



QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が
入力不要でログインいただけます。

①QRコードを読み取る



議決権行使書副票(右側)

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



②議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



③各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択



画面の案内に従って
行使完了です。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、次頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

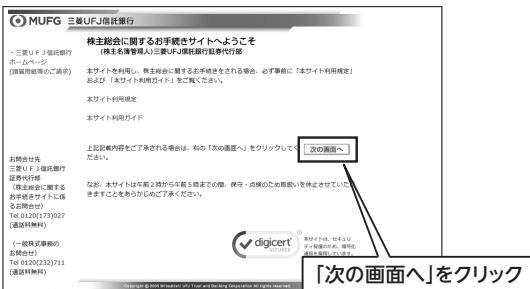
機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

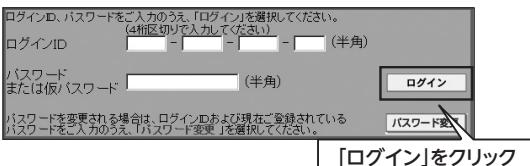


ログインID・仮パスワードを入力する方法

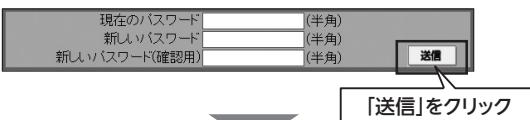
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



③ 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。
- 毎日午前2時半から午前4時半までは取り扱いを休止します。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-173-027**

(受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため取締役に1名増員し、新任の取締役候補者2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いするものであります。なお、任期満了により退任いたします取締役山中新吾は、本総会における監査等委員である取締役候補者であります。

取締役候補者の選任にあたりましては、公正性、透明性および客観性を高めるため、指名報酬・ガバナンス委員会（委員長は社外取締役、代表取締役社長以外の構成員は社外取締役のみ）に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

※17頁の【ご参考】にスキルマトリクスを掲載しておりますのでご参照ください。

1 にし **西** かわ **川** こう **光** いち **一** (1964年10月13日生) **所有する当社株式の数** 8,110,460株

再任

■ 取締役候補者とする理由

西川光一氏は、1993年当社入社以来、駐車場事業に従事し、営業部門、情報システム部門長や取締役等の経験を経て、2004年当社代表取締役社長に就任いたしております。駐車場事業、モビリティ事業における豊富な業務経験と、企業経営全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、情報システム・テクノロジー

■ 当社グループにおける管掌

駐車場事業国内、駐車場事業海外

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1989年 4月 株式会社アマダ入社
 1993年 11月 当社入社
 1994年 1月 当社取締役
 1998年 1月 当社常務取締役
 2000年 11月 タイムズ24株式会社（現タイムズサービス株式会社）代表取締役社長
 2004年 1月 当社代表取締役社長（現任）
 2006年 6月 有限会社千寿代表取締役社長（現任）
 2009年 3月 株式会社マツダレンタカー（現タイムズモビリティ株式会社）代表取締役会長
 2010年 12月 タイムズ24株式会社代表取締役社長（現任）
 2018年 2月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）
 2019年 11月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役会長（現任）

2 佐々木賢一

(1967年10月24日生)

所有する当社株式の数

163,616株

再任

■ 取締役候補者とする理由

佐々木賢一氏は、1996年当社入社以来、駐車場事業に従事するとともに、駐車場保守会社、コンタクトセンター会社社長を歴任いたしてまいりました。また、長年にわたり経営企画担当として、事業領域の拡大、IR、戦略・ビジョン構築等を推進するとともに、人事・経営管理担当やサステナビリティ委員長を歴任するなど、国内外のグループ全体の経営に精通しております。企業経営・管理全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス、人材開発・DEI、サステナビリティ

■ 当社グループにおける管掌

経営管理、人材開発・DEI

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1990年 4月 株式会社リクルートコスモス（現株式会社コスモスイニシア）入社
 1996年 7月 当社入社
 2005年11月 当社執行役員
 2009年 1月 当社取締役執行役員
 2012年11月 タイムズサービス株式会社代表取締役社長
 2013年11月 タイムズコミュニケーション株式会社代表取締役社長
 2017年 1月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
 2017年 8月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）
 2017年11月 当社取締役専務執行役員（現任）
 2019年11月 タイムズモビリティ株式会社取締役副社長執行役員（現任）
 2023年11月 タイムズ24株式会社取締役（現任）
 パーク24ビジネスサポート株式会社代表取締役社長（現任）

3 かわ川 かみ上 のり紀 ふみ文 (1965年4月21日生)

所有する当社株式の数 131,600株

再任

■ 取締役候補者とする理由

川上紀文氏は、2003年当社入社以来、システム会社、コンサルティング会社での勤務経験を活かし、駐車場・モビリティ事業のIT化、営業システム構築・業務効率化推進など、当社グループのシステム部門長を歴任するとともに、タイムズカーを中心としたモビリティ事業の拡大に専心しております。企業経営・情報システム全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、情報システム・テクノロジー

■ 当社グループにおける管掌

モビリティ事業、情報システム・テクノロジー、マーケティング

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1986年3月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社入社
 1989年10月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
 1999年5月 A.T.カーニー株式会社入社
 2003年10月 当社入社
 2007年11月 当社執行役員
 2013年1月 当社取締役執行役員
 2017年1月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
 2017年8月 NATIONAL CAR PARKS LIMITED取締役（現任）
 2018年11月 当社取締役常務執行役員（現任）
 2019年11月 タイムズモビリティ株式会社代表取締役社長（現任）
 2022年11月 タイムズ24株式会社取締役専務執行役員（現任）

4 ^み ^き ^{たか} ^お
實 貴 孝 夫 (1971年10月7日生) 所有する当社株式の数 0株

新任

■ 取締役候補者とする理由

實貴孝夫氏は、2017年当社入社以来、会計・ファイナンスのスキル、海外での豊富なビジネス経験をベースに、2017年に当社グループに加わったシンガポール・マレーシアの事業責任者として駐車場事業の立ち上げおよび拡大と収益構造の変革に従事してまいりました。また、経営企画担当として、新型コロナウイルス感染症禍で先行きが不透明な中での資本政策の立案・実行、財務会計、新規事業の立ち上げなどを推進しております。グローバルビジネス・経理・財務に関する見識を有しており、取締役候補者といたしております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、グローバルビジネス、会計・ファイナンス、サステナビリティ

■ 当社グループにおける管掌

経営企画、会計・ファイナンス、サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1995年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
 2000年7月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
 2007年7月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社
 2009年1月 PricewaterhouseCoopers Limited Hong Kong入社
 2011年4月 メリルリンチ日本証券株式会社（現BofA証券株式会社）入社
 2013年7月 Bank of America, N.A. Singapore Branch 転籍
 2017年1月 当社入社
 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
 SECURE PARKING SINGAPORE PTE. LTD.（現TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.）
 業務執行取締役
 SECURE PARKING CORPORATION SDN. BHD.（現TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.）
 業務執行取締役
 2020年11月 当社執行役員（現任）
 台湾普客二四股份有限公司董事長
 2023年11月 タイムズ24株式会社取締役執行役員（現任）

再任

■ 取締役候補者とする理由

川崎計介氏は、2005年当社入社以来、人事・法務スキルをベースとし、新規事業開発、企画管理部門での業務経験を活かし、事業開発部門長、2009年の当社グループのモビリティ事業参入に際しての事業会社社長、グループ全体の人事・経営管理を歴任してまいりました。また、法務・コンプライアンス担当として、グループ全体の法務・知財管理および法令遵守を推進するとともに、グループ関連各社の経営にも関与しております。企業経営、法務・コンプライアンス全般に関する見識を有しており、引き続き取締役候補者としております。

■ 取締役候補者が有するスキル

企業経営、法務・コンプライアンス、人材開発・DEI

■ 当社グループにおける管掌

法務・コンプライアンス、フィールドワーク、コンタクトセンター

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1988年 4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス）入社
 2005年 1月 当社入社
 2013年 11月 タイムズモビリティネットワークス株式会社（現タイムズモビリティ株式会社）
 代表取締役社長
 2014年 1月 当社取締役
 2017年 11月 当社取締役執行役員
 タイムズ24株式会社取締役（現任）
 2019年 11月 SECURE PARKING PTY LTD取締役（現任）
 2020年 11月 当社取締役執行役員
 タイムズサービス株式会社取締役会長（現任）
 2022年 11月 当社取締役上席執行役員（現任）
 2023年 11月 タイムズコミュニケーション株式会社取締役会長（現任）

6 おお **大** うら **浦** よし **善** みつ **光** (1954年7月8日生) 所有する当社株式の数 0株

再任
社外
独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

大浦善光氏は、上場企業において執行役として企業経営経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられることから、豊富な見識と経験を有しており、その見識と経験に基づいた意思決定と監督をいただけるものと期待して引き続き社外取締役候補者といたしております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（18頁～19頁に記載のとおりです。）。また、当社は大浦善光氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、大浦善光氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

企業経営、会計・ファイナンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1977年 4月 野村証券株式会社入社
 2003年 6月 同社常務執行役
 兼野村ホールディングス株式会社執行役
 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）常務執行役員
 2009年 3月 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社）常務執行役員
 2013年 4月 同社専務取締役
 2014年 8月 株式会社ウィズバリュー代表取締役（現任）
 2015年 5月 株式会社アルバイトタイムス社外取締役
 2015年 6月 株式会社MS-Japan非常勤監査役
 2016年 1月 当社社外取締役（現任）
 2016年 6月 株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役（現任）
 2017年 9月 株式会社キャンディル社外取締役（現任）

7 **黒木彰子** (1963年5月26日生)

所有する当社株式の数

0株

新任

社外

独立

■ 社外取締役候補者とする理由および期待される役割

黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手IT企業等での実務経験に基づく会計・ファイナンスと、人事領域に関する深い見識を有しています。グローバルな視点に基づいた当社経営への意思決定と監督をいただけるものと期待して社外取締役候補者としておたしております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（18頁～19頁に記載のとおりです。）。また、当社は黒木彰子氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、黒木彰子氏の選任が承認された場合、独立役員となる予定です。

■ 社外取締役候補者が有するスキル

グローバルビジネス、会計・ファイナンス、人材開発・DEI

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
 1989年 1月 ワイアット株式会社（現ウィリス・タワーズワトソン株式会社）入社
 1996年10月 富士通株式会社入社
 2005年10月 グローバル・イノベーション・パートナーズ株式会社（富士通 100%子会社、コーポレートベンチャーファンド）非常勤監査役
 2010年 4月 地方公務員共済組合連合会 資金運用委員会委員（総務省）（非常勤）
 2017年 2月 株式会社ジャステック取締役執行役員総務経理本部本部長 CFO・CHRO
 2019年 6月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役（現任）
 2021年 6月 株式会社シーボン社外取締役（現任）
 2022年 4月 学校法人帝京大学経済学部教授（現任）
 2023年 6月 大崎電気工業株式会社社外取締役（現任）
 2023年10月 勤労者退職金共済機構 資産運用委員会委員（厚生労働省）（非常勤・現任）

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、大浦善光氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、大浦善光氏の再任が承認された場合、当社は大浦善光氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、黒木彰子氏が選任された場合、黒木彰子氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告[3]役員状況(5)責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
4. 大浦善光氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては新任の監査等委員である取締役候補者1名を含む監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

※17頁の【ご参考】にスキルマトリクスを付しておりますのでご参照ください。

1 やま なか しん ご
山 中 新 吾 (1963年9月26日生) **所有する当社株式の数** 15,000株

新任

■ 監査等委員である取締役候補者とする理由

山中新吾氏は、2001年当社入社以来、駐車場の開発・営業に従事し駐車場事業の成長と発展に貢献するとともに、当社取締役としてリスク管理・内部監査・コンプライアンスを担当し、グループ全体のリスクマネジメント・内部監査・法令遵守を推進してまいりました。それらの見識と経験を活かした意思決定と監督による監査の質の向上を期待し、監査等委員である取締役候補者といたしております。

■ 監査等委員である取締役候補者が有するスキル

法務・コンプライアンス

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
 2001年 9月 当社入社
 2015年11月 当社コンプライアンス統括部長
 2016年11月 当社執行役員コンプライアンス統括部長
 2020年 1月 当社取締役執行役員コンプライアンス統括部長
 2023年11月 当社取締役執行役員（現任）
 タイムズ24株式会社監査役（現任）
 タイムズモビリティ株式会社監査役（現任）

2 丹生谷美穂

(1964年8月31日生)

所有する当社株式の数

0株

再任

社外

独立

■ 監査等委員である社外取締役候補者とする理由および期待される役割

丹生谷美穂氏は、弁護士として企業の海外進出支援や国際的紛争解決に携わり、不動産事業やエネルギー事業などの法的支援を行っており、長年にわたり企業法務の分野を中心に活躍し、豊富な見識と経験を有していることから、それらの見識と経験を活かした意思決定と監督を行っていただけるものと期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は、過去に、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、当社は社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める基準に基づき、当社独自に社外取締役独立性基準を定めております（18頁～19頁に記載のとおりです）。また、当社は丹生谷美穂氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、丹生谷美穂氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

■ 監査等委員である社外取締役候補者が有するスキル

法務・コンプライアンス、サステナビリティ

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1993年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
東京青山法律事務所（現ベーカー＆マッケンジー法律事務所）入所
- 1997年7月 Baker & McKenzie Consultants（インドネシア）
- 1998年1月 Baker & McKenzie（シンガポール）
- 2000年12月 東京青山法律事務所（現ベーカー＆マッケンジー法律事務所）パートナー
- 2002年11月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー（現任）
- 2010年12月 公共調達監視委員会（現公契約監視委員会）委員（江戸川区）（現任）
- 2011年8月 独立行政法人評価委員会専門委員（総務省）
- 2020年1月 当社監査等委員である社外取締役（現任）
- 2022年4月 再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会 委員（経済産業省）
- 2022年9月 民間資金等活用事業推進委員会専門委員（内閣府）（現任）
- 2023年6月 ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外監査役（現任）

- 注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、丹生谷美穂氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しており、丹生谷美穂氏の再任が承認された場合、当社は丹生谷美穂氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、山中新吾氏が選任された場合、山中新吾氏との間で会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約の概要は、事業報告[3]役員状況 (5) 責任限定契約の内容の概要に記載のとおりであります。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。
4. 丹生谷美穂氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

議案および参考事項

【ご参考】第1号議案、第2号議案が承認された場合の体制およびスキルマトリクス

5つのマテリアリティ（重要課題）と中長期的経営戦略を軸として、当社グループを牽引するために必要なスキルを7つ特定しました。なお、以下の一覧表は各役員の有するすべての知見・経験を表すものではなく、当社の経営に際し特に重要なものに○をつけています。

	当社グループにおける管掌	① 企業経営	② グローバル ビジネス	③ 会計・ ファイナンス	④ 法務・ コンプライアンス	⑤ 情報システム・ テクノロジー	⑥ 人財開発・ DEI	⑦ サステナビリティ
取締役	西川 光一	駐車場事業国内、 駐車場事業海外	○	○		○		
	佐々木 賢一	経営管理、 人財開発・DEI	○		○		○	○
	川上 紀文	モビリティ事業、情報システム・ テクノロジー、マーケティング	○				○	
	實貴 孝夫	経営企画、会計・ファイナ ンス、サステナビリティ	○	○	○			○
	川崎 計介	法務・コンプライアンス、フィー ルドワーク、コンタクトセンター	○			○	○	
	大浦 善光	社外取締役	○		○			
	黒木 彰子	社外取締役		○	○		○	
監査等委員である 取締役	山中 新吾	—			○			
	丹生谷 美穂	社外取締役			○			○
	長坂 隆	社外取締役	○		○			

●スキルの定義

スキル	定義
①企業経営	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期目標である「人」「クルマ」「街」「駐車場」の4つのネットワークの拡大とシームレス化の推進を通じた既存事業の成長、新事業・新サービスの創出 ・企業の役員として企業経営を経験
②グローバルビジネス	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な成長の軸としての海外の駐車場事業の遂行 ・異なる商慣習・文化圏における、既存事業の収益改善、新事業・新サービスの創出
③会計・ファイナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な財務基盤の構築、将来の事業成長に向けた適切な投資と当社の方針に則った株主還元を実現するための財務戦略の立案・実行
④法務・コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な信頼を獲得し、企業価値を維持するためのコンプライアンス対応 ・企業を不当な争いや競争から守り、適法ビジネスへと先導するための法務戦略や知財（特許等）戦略の遂行
⑤情報システム・テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システム・先端テクノロジーの活用による、既存事業のサービス展開・拡充、新事業・新サービスの創出
⑥人財開発・DEI	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の持続的成長の源泉である社員の個性を最大限発揮するため、採用を含めた人材マネジメント・人材戦略の立案・実行
⑦サステナビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動を通じた環境・社会課題の解決と企業価値向上の循環システム構築

社外取締役独立性基準

パーク24株式会社（以下「当社」という）は、当社の適正なコーポレートガバナンス体制を構築するにあたって、経営の公正性、透明性と客観性を確保するために、社外取締役が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えております。

当社は、当社における社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の主要株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（注3）
 - (2) 当社グループの主要な借入先（注4）
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等であり、当該社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門的サービスを有する者
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外取締役の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（第4項および第5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当していた者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めに関わらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

- 注) 1. 現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用人（本規準において「業務執行者」と総称する）および過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。
2. 主要株主とは、当社事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
3. 主要な取引先とは、当社グループのサービス提供に資する製品等の仕入先であって、かつ、その年間取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
5. 多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。
- (1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当該専門家が当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、年間1千万円を超えるときを多額という。
- (2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計額が、当該団体の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。
6. 当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けているものをいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
7. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役である関係をいう。
8. 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。
9. 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は2016年1月27日開催の第31回定時株主総会において、年額50百万円以内にするについてご決議いただき今日に至っております。今般、経営環境の変化等を考慮し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額1億円以内と改めさせていただきたいと存じます。本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図るための最適な人員構成等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。

また、現在の監査等委員である取締役の員数は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は3名となります。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2016年1月27日開催の第31回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、ステークホルダーの皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年200,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

これによる当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の

内容は、事業報告③役員 の状況（2）取締役の報酬等の額をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の対象取締役は5名ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名（うち社外取締役は2名）となり、対象取締役は5名となります。

なお、本株主総会で本制度に関する議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員および当社子会社の取締役に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、な

お譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1 当社グループの現況

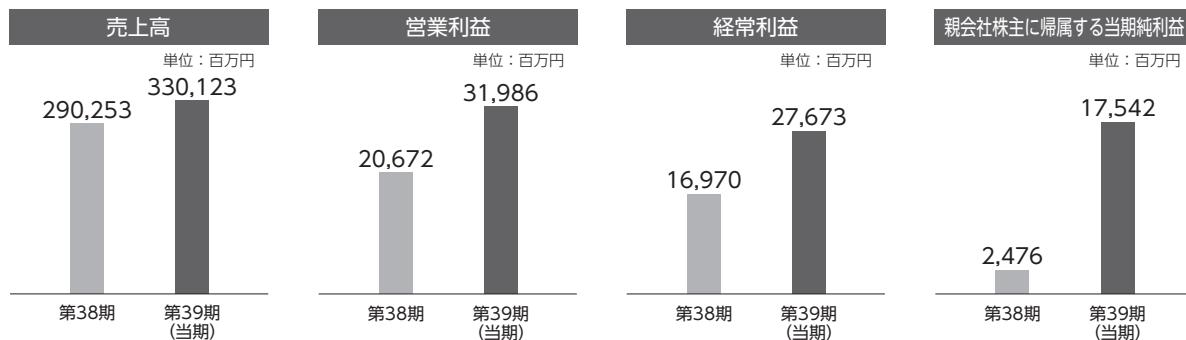
(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（2022年11月1日～2023年10月31日）における世界経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響が緩やかとなった一方で、資源・エネルギー価格の高騰や世界的な物価上昇、各国の金融政策による急激な為替変動など、依然として先行き不透明な状況が継続しております。日本経済においては、感染症の影響が緩やかとなり、資源・エネルギー価格の高騰や円安進行による物価上昇はあるものの、個人消費や企業の設備投資を中心に持ち直しがみられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような環境下において、当社グループは、中期事業戦略として掲げる「4つのネットワーク（人・クルマ・街・駐車場）の拡大とシームレス化」のもと、「ネットワーク拡大への回帰」、「デジタル化の推進」に重点的に取り組んでまいりました。「ネットワーク拡大への回帰」については、感染症禍で抑制していた事業拡大を再び拡大路線へ回帰させました。「シームレス化」については、「デジタル化の推進」を方針に掲げ、成長投資を強力に加速させました。なお、4つのネットワークの1つである「人（会員）」については、中期目標であるタイムズクラブ会員数1,000万人を2023年1月に達成いたしました。

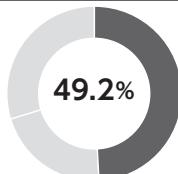
営業概況といたしましては、国内外事業ともに外部環境の改善に加え、前連結会計年度から継続している各種施策の効果もあり、サービスの稼働は総じて堅調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループ業績は、売上高は3,301億23百万円（前期比13.7%増）、営業利益は319億86百万円（同54.7%増）、経常利益は276億73百万円（同63.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は175億42百万円（同608.2%増）となりました。



駐車場事業国内

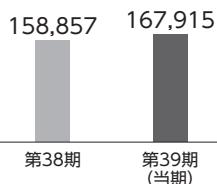
売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

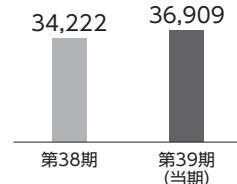
売上高

単位：百万円



営業利益

単位：百万円

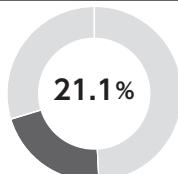


当連結会計年度は、一時的な新規感染者数の拡大はあったものの、年度を通じて行動制限等はなく、駐車場の稼働は順調に推移いたしました。これまで感染症禍で行ってきた確実に収益化する駐車場のみならず絞った厳選開発等のノウハウを活かし、エリアの状況に合った開発を行うことで収益性を維持した駐車場の拡大を図り、当連結会計年度は974件を開発いたしました。また、利便性向上に向けた取り組みとして、パートナーサービス（施設付帯の駐車場運営サービス）向けにカメラで出入庫の管理を行う駐車場の開発や、精算・決済手段を多様化することでキャッシュレス化を推進するなど、より簡単に出入庫や支払いが可能な次世代駐車場サービスの構築を進めました。

この結果、国内におけるタイムズパーキングの運営件数は17,639件（前連結会計年度末比1.4%増）、運営台数は576,262台（同4.4%増）、月極駐車場及び管理受託駐車場等を含めた総運営件数は25,379件（同0.5%増）、総運営台数は761,654台（同3.9%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は1,679億15百万円（前期比5.7%増）、営業利益は369億9百万円（同7.9%増）となりました。

駐車場事業海外

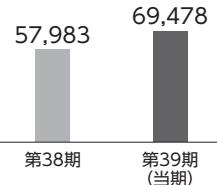
売上高構成比



※売上高構成比は外部顧客への売上高を基に算出しております。

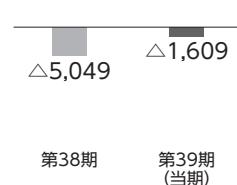
売上高

単位：百万円



営業損失

単位：百万円



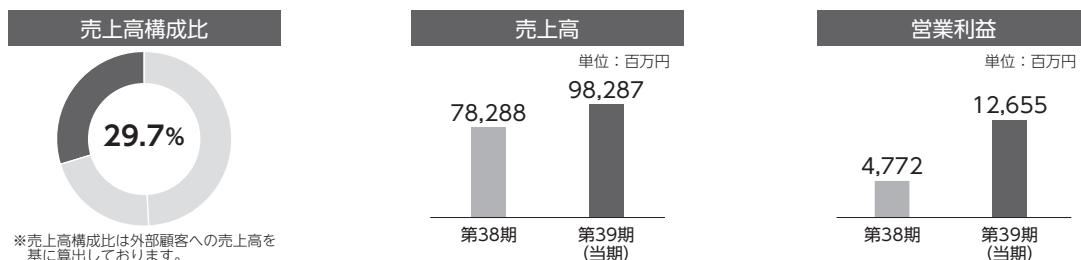
主要な展開地域のうち、英国については、駐車場の稼働は感染症禍からの回復が継続しており、総じて計画を上回る水準にて推移いたしました。豪州については、駐車場の稼働は緩やかに回復しているものの、主に都心部で想定よりも感染症禍からの回復が弱く、軟調な推移となりました。その他の地域における駐車場の稼働は順調に推移いたしました。

国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに、各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場の開発を促進・量産することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオを最適化し、事業リスクを低減させるとともに早期の黒字化に努めました。また、感染症禍で急速に進んだキャッシュレス決済への対応の推進によりお客様の利便性と満足度向上を図りました。

この結果、海外の駐車場の総運営件数は2,586件（前連結会計年度末比9.4%増）、総運営台数は538,161台（同3.9%減）となり、日本を含む全世界における駐車場の総運営件数は27,965件（同1.3%増）、総運営台数は1,299,815台（同0.5%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は694億78百万円（前期比19.8%増）、営業損失は16億9百万円（前期営業損失50億49百万円）となりました。

※当連結会計年度における海外グループ会社の連結対象期間は2022年10月1日～2023年9月30日となります。

モビリティ事業



タイムズカーは、需要に合わせた増車及び適正配備のための貸出拠点の積極開設に加え、旺盛な個人の観光需要や法人の出張需要等を取り込んだほか、個人・法人ともに利用促進に向けたキャンペーン等を実施したことなどにより、会員数及び利用が順調に増加し、車両1台当たり利用料は好調に推移いたしました。また、2023年5月からはタイムズカーの法人への認知度向上及び法人会員とその利用の拡大を目的に、マスメディア等を用いた大規模プロモーションを実施しております。なお、当連結会計年度において増車した車両台数は6,985台、増加した貸出拠点数は1,885箇所と、ネットワーク拡大は順調に進捗しました。

この結果、モビリティ車両台数は60,047台（前連結会計年度末比13.2%増）、貸出拠点数は16,017箇所（同13.3%増）、会員数は2,423,817人（同18.8%増）となり、当事業の売上高（セグメント間の内部売上高を含む）は982億87百万円（前期比25.5%増）、営業利益は126億55百万円（同165.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額（リース資産を除く）

駐 車 場 の 設 備 等	62億59百万円
海 外 の 駐 車 場 の 設 備 等	38億54百万円
モ ビ リ テ ィ 事 業 用 車 両 等	165億23百万円
そ の 他	25億4百万円
合 計	291億41百万円

(3) 資金調達等の状況

当社は、財務柔軟性を確保したうえで、成長投資を加速することが必要と考えております。当連結会計年度は、強固な財務基盤を構築し資金調達コストを低減しながら資金負担の平準化・分散化を通して今後の経営環境等の変化へ柔軟に対応し、持続的な企業価値の増大につなげるため、350億円の2028年満期新株予約権付社債の新規発行および276億円の2025年満期新株予約権付社債（既発）の買入消却を実施しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの理念である「時代に応える、時代を先取る快適さを実現する。」に向けた成長を加速するため、以下を中長期的な会社の経営戦略に基づく対処すべき課題と認識しております。

① 環境課題への対応

気候変動への対応がグローバルに求められる経営環境の中、当社グループが運営する駐車場事業およびモビリティ事業は、電気自動車（以下、EV）およびEV充電器の主要な提供元のひとつとして注目を集めています。駐車場事業においては、EVの普及動向に注視しながら、駐車場へのEV充電器の設置を推進し、モビリティ事業におきましても、同様にEVの普及動向に注視しながら、モビリティサービスへの導入を推進してまいります。

また、当社は、2021年12月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同を表明し、気候変動問題に関する情報開示の質と量の充実を図っております。今後も、大きく変化する市場および社会環境を見定めながら、具体的な取り組みを推進することで、環境負荷低減に貢献してまいります。

② 安定したサービスの提供

当社グループは、駐車場サービスおよびモビリティサービスは社会インフラとしての側面も持ち合わせていると認識しております。そのため、各サービスが安定的に供給できるよう、グループで一元管理できる運用体制の構築に加え、品質を維持するための厳格なルールを制定して事業を推進しております。

さらに、当社グループは、システムを通じてお客様へのサービス提供を行っております。そのため、システムにおいては十分な設備投資ならびに人材の育成・採用等を行うことで安定稼働に努めてまいります。

③ 4つのネットワークの拡大

当社グループは、4つのネットワークである「人（会員）・クルマ（モビリティ）・街（目的地）・駐車場」それぞれの規模を拡大することで、お客様により快適に当社グループのサービスをご利用いただく環境を構築してまいります。そのため、それぞれのネットワークにおける開発力やサービス提案力等、営業力の強化に加え、事業データ分析やデータマーケティング等においてICTの活用も推進してまいります。

④ グローバルな事業展開

当社グループは、2006年にアジア、2017年にM&Aによってオセアニアと欧州に駐車場事業を拡大いたしました。2017年にグループ化したSECURE PARKING PTY LTDとNATIONAL CAR PARKS LIMITEDにおいては、グループ理念の浸透を推進し、持続的成長に向けた意識の共有を図ってまいります。

さらに、事業基盤の整備と強化ならびに事業拡大による収益性の改善と向上が喫緊の課題と認識しております。そのため、駐車場の管理および運営体制の改善、新しいサービスの展開による新規マーケットへの参入等を強力に推進することで課題の解決に注力してまいります。また、国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各地域の駐車場需要環境に適した短期契約駐車場の開発を促進することで、大型かつ長期契約駐車場に偏った事業ポートフォリオの最適化を図り、事業リスクを低減させるとともに収益性の向上に努めてまいります。

⑤ シームレス化

当社グループは、事業資産を有機的につなげることで、新しい価値を創造すると同時に、お客様に当社グループのサービスをより簡単に、便利にご利用いただく快適な環境を提供してまいります。そのため、シームレス化においては、デジタル投資を強化することで、各種サービスのスマートフォンアプリ機能の高度化や連携強化によるお客様の利便性向上、時間貸しや予約貸し、月極、タイムズカー配備等、スペースの最適化を図ることで駐車場の収益性の向上、また業務プロセスなど事業基盤の刷新によるコスト削減および効率化を推進してまいります。

⑥ 多様な人財育成と働きがいのある環境の創出

当社グループは、従業員がお客様へ提供するサービス価値の多くを生み出しており、その持続的発展のためには、人財の育成と採用および働きがいのある環境の創出が不可欠と考えております。商品やサービスが厳しく選別される時代において、従業員は企業の競争優位性を決定づける大切な経営資本であることから、人財ビジョンに「持てる個性を最大限発揮し、期待される役割を十二分に果たすとともに自らの能力を持続的に高める人財」を掲げ、多様性を尊重した人財育成および採用に努めております。

⑦ 健康経営の推進

当社グループは、幅広い年代の社員が心身ともに健康に活躍できる労働環境を整備するために「健康経営宣言」を表明しております。社員とその家族の健康保持増進が当社グループ

における経営戦略上の重要課題であると考え、健康経営の視点を取り入れることで、社員が心身の健康づくりに主体的・積極的に取り組める環境を提供し、パフォーマンスの高い活性化された組織を作っていくことを目指しております。

⑧ 財務の健全性強化

当社グループは、感染症の影響を大きく受けたことにより2020年10月期から2期連続で当期純損失を計上しました。これに対し、感染症の収束を見据えた成長投資のための長期性資金を確保すると同時に、財務の健全性を維持・向上させることを目的に、劣後特約付シンジケートローンによる資金調達を2020年12月30日に実行いたしました。また、2022年4月12日に海外募集による新株式を発行、2022年10月期には3期ぶりに黒字化を達成し、2023年10月期も着実に利益を積み上げてきたことで、株主資本比率は一定の水準まで回復しております。引き続き、財務の健全性を図ることが経営の重要課題と認識し、財務指標として2025年10月期末に株主資本比率30%を目標としております。

⑨ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループの持続的成長による企業価値の向上を実現するためには、経営基盤強化としてコーポレート・ガバナンスの強化が重要と考えております。そのため、的確かつ迅速な意思決定および業務執行体制ならびに適正な監督・監視体制の構築を図っております。また、経営の健全性、公正性の観点から、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底することで自浄能力の向上に努め、全てのステークホルダーからの信頼の向上につなげてまいります。

(9) 財産および損益の状況

区 分	第36期 2019.11~2020.10	第37期 2020.11~2021.10	第38期 2021.11~2022.10	第39期 (当連結会計年度) 2022.11~2023.10
売上高(百万円)	268,904	251,102	290,253	330,123
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△15,168	△11,619	16,970	27,673
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△46,652	△11,658	2,476	17,542
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△302円00銭	△75円45銭	15円22銭	102円87銭
総資産(百万円)	295,775	319,628	307,626	308,157
純資産(百万円)	31,146	16,432	40,042	58,416
1株当たり純資産額	200円55銭	105円93銭	234円46銭	342円28銭

- 注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイムズ24株式会社	100百万円	100.0%	駐車場運営
タイムズモビリティ株式会社	100百万円	100.0%	カーシェアリング運営・レンタカー運営
タイムズサービス株式会社	50百万円	100.0%	駐車場・車両の管理
タイムズコミュニケーション株式会社	67百万円	100.0%	コンタクトセンター、ロードサービス
パーク24ビジネスサポート株式会社	10百万円	100.0%	グループバックオフィス業務
SECURE PARKING PTY LTD	4豪ドル	(100.0%)	駐車場運営(豪州・ニュージーランド)
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	692千ポンド	(51.0%)	駐車場運営(英国)

- 注) 1. ()内の数字は、間接所有による出資比率であります。
2. 上記の他、83社の連結子会社があります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (2023年10月31日現在)

● 駐車場事業国内

遊休地や施設付帯駐車場等を賃借するサブリース契約と、駐車場所有者等から管理の委託を受ける管理受託契約および駐車場の自社保有により、時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。また、予約型駐車場の運営や駐車場に付帯した施設の管理運営も行っております。

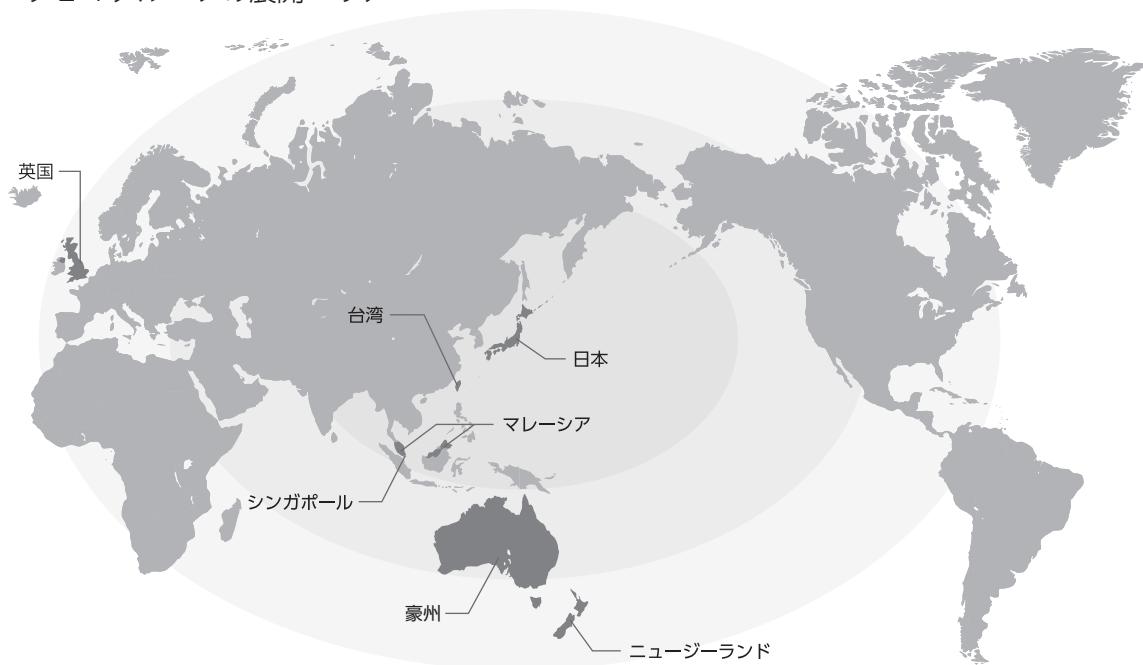
● 駐車場事業海外

英国、豪州、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、台湾において、サブリース契約ならびに管理受託契約により時間貸および月極駐車場サービスを提供しております。国内の駐車場事業戦略である「小型・分散・ドミナント化」をベースに各地域の駐車場需要環境に適した短期契約かつ少額投資型の駐車場の開発を促進しております。

● モビリティ事業

全国の有人店舗および無人ステーションで、利用したい時間・期間だけクルマを借りることができるモビリティサービス「タイムズカー」(カーシェアとレンタカーの融合サービス)を提供しております。また、クルマの事故・故障に対応するロードサービスも提供しております。

<パーク24グループの展開エリア>



事業報告

(12) 主要な事業所 (2023年10月31日現在)

会社名	事業所	所在地
パーク24株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズ24株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズモビリティ株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズサービス株式会社	本社	東京都品川区西五反田二丁目20番4号
タイムズコミュニケーション株式会社	本社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
パーク24ビジネスサポート株式会社	東京本社	東京都品川区西五反田一丁目18番9号
	広島本社	広島県広島市中区小町3番19号
SECURE PARKING PTY LTD	本社	Level 13, 99 Mount Street, North Sydney, NSW, 2060, Australia
NATIONAL CAR PARKS LIMITED	本社	Saffron Court 14b St Cross Street London England

(13) 従業員の状況 (2023年10月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,234名	264名増

注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員の年間平均雇用人員 (4,236名) を含んでおりません。

(14) 主要な借入先および借入額 (2023年10月31日現在)

借入先	借入残高
	百万円
株式会社三井住友銀行(注1・2)	35,244
株式会社三菱UFJ銀行(注1・2)	15,563
株式会社みずほ銀行(注2)	13,232
株式会社日本政策投資銀行(注2)	13,000
株式会社りそな銀行(注2)	8,999

注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
2. 借入金残高にはシンジケートローン契約による借入金を含みます。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 283,680,000株
 (2) 発行済株式の総数 171,048,369株
 (3) 株主数 47,415名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
(有) 千 寿	21,746,400	12.75
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	19,952,400	11.70
(株)日本カストディ銀行(信託口)	8,513,400	4.99
西 川 光 一	8,110,460	4.76
西 川 功	6,194,000	3.63
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	5,656,787	3.32
日 本 信 号 (株)	3,853,200	2.26
GOVERNMENT OF NORWAY	3,666,257	2.15
BANK PICTET AND CIE(EUROPE) AG, SUCCURSALE DE LUXEMOURG REF UCITS	3,323,300	1.95
西 川 恭 子	3,200,000	1.88

注) 持株比率は自己株式(528,494株)を控除し、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(6) 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

取 締 役 会 決 議 日	2018年11月30日
目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
払 込 金 額	無償
行 使 価 額	株式1株あたり 3,025円
行 使 期 限	2026年12月31日
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (新株予約権の数および目的となる株式の数)	0名 (0個・0株)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (新株予約権の数および目的となる株式の数)	1名 注) (30個・3,000株)

注) 監査等委員である取締役の保有する新株予約権は、監査等委員である取締役就任前に当社使用人としての地位に基づいて割当てを受けたものであります。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

① 2018年10月11日開催の取締役会決議に基づき発行した2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	731個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	3,823.8円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	2018年11月12日から 2025年10月15日まで
新株予約権の条件 (払込価額および行使期間を除く)	本新株予約権の一部行使はできない

② 2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき発行した株価コミットメント型有償新株予約権

取締役会決議日	2019年2月28日
目的となる株式の種類	普通株式
払込金額	有償
発行価額	新株予約権1個あたり 1,097円
行使価額	株式1株あたり 2,622円
行使期間	2021年4月1日から 2027年3月31日まで
行使条件	注)
新株予約権の数および目的となる株式の数	2,940個・294,000株

注) 行使条件は以下のとおりです。

- 新株予約権者に法令に違反する重大な行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、当社が会社法第423条その他法令の規定により新株予約権者に対して損害賠償請求権を有すると判断される場合を含むがこれに限らない。）、その他本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由に該当することとなった場合は、当該新株予約権者は、その時以後、本新株予約権を行使することができないものとする。
- 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも5,000円を上回った場合、当該日から1年以内に残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a)に該当する場合を除く。

- c) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使期間開始日から満了日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも1,000円を下回った場合、権利行使期間満了日までに残存するすべての新株予約権を行使しなければならないものとする。ただし、上記a) に該当する場合を除く。
- d) 本新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が権利行使期間開始日の到来時および死亡時において上記a) に該当しない場合であって、かつ、権利行使期間開始日の到来後に死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権者の死亡後1年を経過する日までの期間（ただし、権利行使期間中であることを要する。）に限り、新株予約権者が死亡した日において行使可能であった本新株予約権を行使することができる（ただし、当該新株予約権者から新株予約権を相続により承継した相続人による当該本新株予約権の行使の機会は、当該相続人全員で1回に限るものとする。）。
- e) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- f) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

③ 2023年2月8日開催の取締役会決議に基づき発行した2028年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

新株予約権の数	3,500個
新株予約権の目的となる株式の数	行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
転換価額	2,478円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額	10,000,000円
新株予約権の行使期間	2023年3月10日から 2028年2月10日まで
新株予約権の条件 (払込価額および行使期間を除く)	本新株予約権の一部行使はできない

3 役員 の 状 況

(1) 取締役の氏名等 (2023年10月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 川 光 一	タイムズ24株式会社 代表取締役社長 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役会長 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役 有限会社千寿 代表取締役社長
取 締 役	佐々木 賢 一	専務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役副社長執行役員 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
取 締 役	川 上 紀 文	常務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役専務執行役員 タイムズモビリティ株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
取 締 役	川 崎 計 介	上席執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役 パーク24ビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
取 締 役	山 中 新 吾	執行役員コンプライアンス統括部長
取 締 役	大 浦 善 光	株式会社ウィズバリュー 代表取締役 株式会社MS-Japan 監査等委員である社外取締役 株式会社キャンディル 社外取締役

事業報告

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	笹川 顕 史	タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役 タイムズコミュニケーション株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	丹生谷 美 穂	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 シニアパートナー 公契約監視委員会 (旧 公共調達監視委員会) 委員 (江戸川区) 民間資金等活用事業推進委員会 専門委員 (内閣府) ソニーフィナンシャルグループ株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	長 坂 隆	長坂隆公認会計士事務所 代表 特種東海製紙株式会社 監査等委員である社外取締役 イオンフィナンシャルサービス株式会社 社外取締役

- 注) 1. 取締役大浦善光氏、監査等委員である取締役丹生谷美穂氏および監査等委員である取締役長坂隆氏は社外取締役であり、大浦善光氏、丹生谷美穂氏および長坂隆氏は東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 常勤の監査等委員である取締役笹川顕史氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 前監査等委員である取締役が辞任したことに伴い、法令で定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなったため、東京地方裁判所に監査等委員である仮取締役として (一時監査等委員である取締役職務代行者) 選任の申立てを行い、2022年11月29日付で長坂隆氏が監査等委員である仮取締役に選任され、同日当社取締役を辞任するとともに、監査等委員である仮取締役に就任いたしました。その後、同氏は2023年1月26日開催の第38回定時株主総会において監査等委員である取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2023年11月1日付で次のとおり異動がありました。

氏 名	担当および重要な兼職の状況	
	変 更 前	変 更 後
佐々木 賢 一	専務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役副社長執行役員 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役	専務執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズモビリティ株式会社 取締役副社長執行役員 パーク24ビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役 NATIONAL CAR PARKS LIMITED 取締役
川 崎 計 介	上席執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役 パーク24ビジネスサポート株式会社 代表取締役社長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役	上席執行役員 タイムズ24株式会社 取締役 タイムズサービス株式会社 取締役会長 タイムズコミュニケーション株式会社 取締役会長 SECURE PARKING PTY LTD 取締役
山 中 新 吾	執行役員コンプライアンス統括部長	執行役員 タイムズ24株式会社 監査役 タイムズモビリティ株式会社 監査役

(2) 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定方法

当社は、取締役会の諮問に基づき指名報酬・ガバナンス委員会が答申を行い、取締役会にて取締役の個人別の報酬の内容にかかる決定方針を定めています。

② 取締役の個人別の報酬等の決定方針の概要

1) 取締役の報酬の内容の決定にかかる基本方針

決定方針は、以下の(a)～(e)の基本方針に基づき策定しております。

- (a) 持続的な業績の向上を図るものであること
- (b) 企業価値の増大への動機付けとなること
- (c) 優秀な経営人材(人財)の確保に資するものであること
- (d) 株主の皆さまとの利害意識の共有できる内容であること
- (e) 会社業績との連動性が高く、透明性・客観性が高いものであること

2) 取締役の報酬等の概要

当社の役員報酬制度は、上記の基本方針に基づき、役位、役割、業績への貢献度等に
応じて、(i)基本報酬、(ii)短期インセンティブ(STI)、(iii)長期インセンティブ
(LTI)の総報酬額の基準額を定めております。

社外取締役および監査等委員である取締役の報酬については、経営に対する独立性を
担保するため基本報酬のみで構成されております。なお、監査等委員である取締役の報
酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(i) 基本報酬

単年度においては、取締役が担当する職務、役割、責任および事業の利益規模等の要
素を考慮し定めた報酬テーブルに基づき決定される報酬体系を基本報酬として導入して
おります。

(ii) 短期インセンティブ (STI)

短期インセンティブ (STI) は、役位に応じて設定された基準額に評価指標 (連結経常利益) 達成率に応じた支給倍率を乗じて算出しております。当該指標を選択した理由については、経常利益成長率が企業価値向上の観点から会社経営の重要な指標と考えているからです。なお、経常利益の実績については以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
経常利益	16,970	27,673
前連結会計年度比 (成長率)	—	163.1%
業績予想 (経常利益)	8,500	23,000
業績予想 (経常利益) 達成率	199.6%	120.3%

(iii) 長期インセンティブ (LTI)

長期インセンティブ (LTI) は、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。譲渡制限期間につきましては、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間と定め、株主総会で決議いただく付与上限数・上限金額の範囲内で、連結経常利益、ROIC、ESG指標を評価指標として、経営環境等を考慮し、譲渡制限付株式を付与いたします。

なお、上記譲渡制限付株式報酬制度は、当事業年度以前においては実施しておらず、実施に際して株主総会においてご承認いただくことを条件として実施予定となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役に対する個別の報酬の額の決定については、取締役会の決議により代表取締役社長である西川光一に一任しております。当該権限を一任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の果たした役割、貢献度等を判断するのは、代表取締役社長が最も適しているからであります。当該決定につきましては、代表取締役社長に委任した権限が適切に行使されるよう、取締役会は代表取締役社長および社外取締役で構成される指名報酬委員会に対し個人別の報酬に関する原案の決定方針への適合性等を諮問し、答申を受けることとしております。

- ④ 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬		
			短期インセンティブ (STI)	長期インセンティブ (LTI)	
取締役(監査等委員を除く)	249	147	101	—	7
(うち社外取締役)	(13)	(13)			(2)
取締役(監査等委員)	38	38			3
(うち社外取締役)	(23)	(23)			(2)

- 注) 1. 当社は、2016年1月27日における定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。決議時員数5名)の報酬額を年額5億円以内とすること、監査等委員である取締役(決議時員数3名)の報酬額を年額50百万円以内とすることについて決議いただいております。
2. 2022年度の業績連動報酬につきましては、49百万円支給いたしました。なお、2021年度の業績連動報酬につきましては、支給しておりません。
3. 上記報酬等のほか、2014年1月29日開催の第29回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給決議に基づき、退任した監査等委員である社外取締役1名に対し、3百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役大浦善光氏は、株式会社ウィズバリュー代表取締役、株式会社MS-Japan監査等委員である社外取締役および株式会社キャンディル社外取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社ウィズバリュー、株式会社MS-Japanおよび株式会社キャンディルとの間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー、公契約監視委員会（旧 公共調達監視委員会）委員（江戸川区）、民間資金等活用事業推進委員会専門委員（内閣府）およびソニーフィナンシャルグループ株式会社社外監査役を兼務しております。なお当社は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、公契約監視委員会、民間資金等活用事業推進委員会およびソニーフィナンシャルグループ株式会社との間に特別な利害関係はございません。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、長坂隆公認会計士事務所代表、特種東海製紙株式会社監査等委員である社外取締役およびイオンフィナンシャルサービス株式会社社外取締役を兼務しております。なお当社は長坂隆公認会計士事務所、特種東海製紙株式会社およびイオンフィナンシャルサービス株式会社との間に特別な利害関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況
(取締役会および監査等委員会への出席状況)

	取締役会 (15回開催) 注)		監査等委員会 (13回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 大浦善光	15回	100%	一回	—%
取締役 (監査等委員) 丹生谷美穂	15回	100%	13回	100%
取締役 (監査等委員) 長坂 隆	15回	100%	13回	100%

注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第372条第1項の規定に基づく書面報告を3回実施しております。

(取締役会および監査等委員会における発言状況ならびに社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要)

取締役大浦善光氏は、上場企業において執行役として経営の経験を有するとともに、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役丹生谷美穂氏は、弁護士法人をはじめとした企業法務に従事してきており、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

監査等委員である取締役長坂隆氏は、公認会計士として長年にわたり培ってきた会計に関する専門的な知識と豊富な経験に加え、監査法人において監査部長や常務理事を務められた実績を有しており、他社の社外取締役も務めておられ、その知識と経験に基づいた観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行うことで、経営の意思決定およびその監督をする役割を果たしております。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署と監査等委員との連携を円滑にするため、笹川顕史氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役である大浦善光、監査等委員である取締役笹川顕史、丹生谷美穂および長坂隆の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人。ただし、当社の海外子会社にあつては、当社ならびに当社の国内子会社から出向しているものおよび役員と兼務しているものに限ります。

② 保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用の損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	65百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	97百万円

- 注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、当社および会社法第2条第3号に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）のグループ行動規範を策定し、取締役および監査役ならびに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
 - ② 取締役会は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役・監査役の指名および取締役の処遇の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に努める。
 - ③ 取締役会は、関係会社管理規則を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
 - ④ コンプライアンス統括機能を担う部署を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部署で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および指導を行い、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規則にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
 - ⑤ 内部公益通報者保護規定を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築するなど、グループにおける報告体制を整備する。
 - ⑥ 監査等委員会は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。
- ② 文書の保存期間その他の管理体制については、経営会議において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、代表取締役の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）を識別、分析および評価し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整えるものとする。
- ② リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、代表取締役の下に当該リスク統括機能を伴う部署を置き、その管理体制を構築する。
- ③ リスクの各管理責任部署は、それぞれのリスクにつき対策を策定するとともに、対策の実施状況を検証し、代表取締役および監査等委員会に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、必要に応じて執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
- ② 月に1回以上開催される取締役会に加えて、必要に応じて取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。
- ③ 取締役会は、組織規則・職務権限規則を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織規則・職務権限規則等の諸規定は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。
- ④ 取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための体制の整備を行う。
- ⑤ 必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。

- ⑥ グループ横断的にサステナビリティ方針や戦略を策定し、目標とすべき指標等について審議及び設定を行い、取締役会に報告や提言を行う機関として、サステナビリティ委員会を設置するものとする。なお、同委員会配下に、環境や社会課題を検討するための分科会を設置し、関連リスクの管理及び委員会が指示した業務を遂行する機関とする。
- ⑦ グループにおけるシステム全体方針の策定その他、システム投資の手続きを透明かつ効果的に管理し、事業戦略と一致する機動的な投資判断を行い、取締役会等に報告や提言を行う機関として、システム委員会を設置するものとする。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

関係会社管理規則において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する体制

代表取締役は、監査等委員会が実施する監査を補助するため、監査等委員会からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

7. 前号の取締役および使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性および当社の監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するに際しては取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令系統には属さず、独立して監査等委員会の職務の補助にあたることができるものとし、監査等委員会の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。

- ② 取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査等委員会に対して速やかに報告する。
 - 1) グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - 2) コンプライアンス統括部が実施したグループにおける内部監査の結果
 - 3) 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
 - 4) 法令等により報告が要求される事項
 - 5) 上記のほか監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
 - ③ グループの役職員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ④ 内部公益通報者保護規定において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査等委員会に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループの監査等委員会または監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査等委員の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、必要に応じてコンプライアンス担当部署、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査等委員は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社およびグループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部署とし、同本部に不当要求防止責任者を配置すると共に、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。

2) 外部の専門機関との連携状況

当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めると共に、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。

3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。

4) 対応マニュアルの整備状況

当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、さらに業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。

5) 研修活動の実施状況

当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、定期的に研修活動を実施している。

なお、グループの内、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先し、可能な範囲において本方針に準じた体制をとることとしています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

職務執行の適正性および効率性の向上

当社は、当事業年度において定例を含め15回の取締役会を開催し、経営方針および経営戦略にかかる重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督を行いました。また、取締役会の監督機能および経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社制度を採用しております。あわせて、取締役の指名や報酬に関する事項を協議するため、当社取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を7回開催しました。

当社ならびに子会社における業務の適正性の確保

当社の取締役および執行役員がグループ各社の役員に就任し、グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、コンプライアンス統括機能を担う部署が内部監査計画に基づき、当社ならびにグループ会社の内部監査を実施しており、これを確保する体制を整備しております。

監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることの確保

監査等委員会を13回開催し、監査等委員である取締役は、監査に関する重要な報告を受け、協議、決議を行っております。また、取締役会やグループ会社の重要な会議へ出席し、代表取締役、会計監査人ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

■ 連結貸借対照表 (2023年10月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	133,335
現金及び預金	73,957
受取手形	100
売掛金	23,524
リース投資資産	5,889
棚卸資産	2,044
前払費用	16,834
その他の金	11,731
貸倒引当金	△745
固定資産	174,647
有形固定資産	121,167
建物及び構築物	28,608
機械装置及び運搬具	32,548
工具、器具及び備品	5,113
土地	24,899
リース資産	7,592
使用権資産	20,049
建設仮勘定	2,354
無形固定資産	32,055
のれん	18,117
契約関連無形資産	6,545
その他の他	7,392
投資その他の資産	21,425
長期前払費用	4,878
敷金及び保証金	5,037
退職給付に係る資産	642
繰延税金資産	9,205
その他の他	1,664
貸倒引当金	△3
繰延資産	174
株式交付費	174
資産合計	308,157

科目	金額
負債の部	
流動負債	103,922
短期借入金	3,154
1年内返済予定の長期借入金	28,257
リース債務	10,742
未払金	15,931
未払費用	22,238
未払法人税等	6,119
賞与引当金	3,390
その他の他	14,087
固定負債	145,818
新株予約権付社債	42,310
長期借入金	68,204
リース債務	18,055
繰延税金負債	1,709
資産除去債務	9,722
その他の他	5,817
負債合計	249,741
純資産の部	
株主資本	70,301
資本金	32,739
資本剰余金	28,326
利益剰余金	10,491
自己株式	△1,255
その他の包括利益累計額	△11,936
その他有価証券評価差額金	118
繰延ヘッジ損益	23
土地再評価差額金	△1,035
為替換算調整勘定	△8,099
退職給付に係る調整累計額	△2,943
新株予約権	51
純資産合計	58,416
負債及び純資産合計	308,157

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ **連結損益計算書** (2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		330,123
売 上 原 価		240,496
売 上 総 利 益		89,626
販売費及び一般管理費		57,639
営 業 利 益		31,986
営 業 外 収 益		
未 利 用 子 ケ ッ ト 収 入	185	
社 債 償 還 益	276	
助 成 金 収 入	31	
そ の 他	333	827
営 業 外 費 用		
支 払 替 利 息	3,766	
為 替 差 損	244	
駐 車 場 解 約 費	277	
そ の 他	852	5,141
経 常 利 益		27,673
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	2,267	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	979	3,247
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	376	
減 損 損 失	3,671	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,090	
そ の 他	1	5,141
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		25,779
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	10,590	
法 人 税 等 調 整 額	△2,353	8,237
当 期 純 利 益		17,542
親会社株主に帰属する当期純利益		17,542

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ 連結株主資本等変動計算書 (2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	32,739	28,326	△7,050	△1,255	52,758
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			17,542		17,542
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	17,542	△0	17,542
当期末残高	32,739	28,326	10,491	△1,255	70,301

	その他の包括利益累計額						新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	120	△27	△1,035	△9,117	△2,719	△12,778	62	40,042
当期変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益								17,542
自己株式の取得								△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2	50	－	1,018	△223	842	△10	831
当期変動額合計	△2	50	－	1,018	△223	842	△10	18,373
当期末残高	118	23	△1,035	△8,099	△2,943	△11,936	51	58,416

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年10月31日現在)

科目	金額
資産の部	
流動資産	100,029
現金及び預金	28,983
売掛金	699
商品	100
貯蔵品	856
前払費用	882
関係会社短期貸付金	53,878
未収入金	12,444
その他金	2,190
貸倒引当金	△6
固定資産	102,829
有形固定資産	
建物	18,992
構築物	206
機械及び装置	211
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	2,237
土地	24,154
建設仮勘定	1,562
無形固定資産	
ソフトウェア	4,293
その他	1,246
投資その他の資産	
関係会社株式	44,100
敷金及び保証金	2,088
繰延税金資産	1,696
その他	2,031
貸倒引当金	△1
繰延資産	174
株式交付費	174
資産合計	203,033

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	42,282
短期借入金	600
1年内返済予定の長期借入金	27,550
未払金	6,300
未払費用	5,295
未払法人税等	32
契約負債	717
与引当金	710
その他	1,077
固定負債	
新株予約権付社債	42,310
長期借入金	67,824
資産除去債務	2,829
その他	340
負債合計	155,586
純資産の部	
株主資本	48,288
資本金	32,739
資本剰余金	34,491
資本準備金	34,491
利益剰余金	△17,686
利益準備金	82
その他利益剰余金	△17,769
別途積立金	19,592
繰越利益剰余金	△37,361
自己株	△1,255
評価・換算差額等	△893
その他有価証券評価差額金	118
繰延ヘッジ損益	23
土地再評価差額金	△1,035
新株予約権	51
純資産合計	47,446
負債及び純資産合計	203,033

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		34,166
売上原価		7,746
売上総利益		26,420
販売費及び一般管理費		16,546
営業利益		9,873
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,805	
社債償還益	276	
その他	72	2,154
営業外費用		
支払利息	2,327	
為替差損	262	
その他	251	2,840
経常利益		9,187
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	43	
貸倒引当金繰入額	7,303	7,348
税引前当期純利益		1,839
法人税、住民税及び事業税	△127	
法人税等調整額	△478	△606
当期純利益		2,446

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書 (2022年11月1日から2023年10月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期末残高	32,739	34,491	34,491	82	19,592	△39,807	△20,133	△1,255	45,841
当期変動額									
当期純利益						2,446	2,446		2,446
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	2,446	2,446	△0	2,446
当期末残高	32,739	34,491	34,491	82	19,592	△37,361	△17,686	△1,255	48,288

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期末残高	121	△27	△1,035	△941	62	44,962
当期変動額						
当期純利益						2,446
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△3	50	－	47	△10	36
当期変動額合計	△3	50	－	47	△10	2,483
当期末残高	118	23	△1,035	△893	51	47,446

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年 12月 14日

パーク二四株式会社
(定款上の商号 パーク24株式会社)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク24株式会社）の2022年11月1日から2023年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パーク二四株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年 12月 14日

パーク二四株式会社
(定款上の商号 パーク24株式会社)
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安永 千尋
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パーク二四株式会社（定款上の商号 パーク24株式会社）の2022年11月1日から2023年10月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年11月1日から2023年10月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年12月14日

パーク24株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 笹川 顕史 ㊦

監査等委員 丹生谷 美穂 ㊦

監査等委員 長坂 隆 ㊦

(注1) 監査等委員丹生谷美穂および長坂隆は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第39回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

パーク 2 4 株式会社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社数 90社

タイムズ24株式会社、タイムズモビリティ株式会社、タイムズサービス株式会社、タイムズコミュニケーション株式会社、パーク24ビジネスサポート株式会社、タイムズサポート株式会社、タイムズイノベーションキャピタル合同会社、TFI株式会社、PARK24 UK LIMITED、MEIF II CP Holdings 2 Limited、NATIONAL CAR PARKS LIMITED、PARK24 AUSTRALIA PTY LTD、SECURE PARKING PTY LTD、PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.、TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.、PARK24 MALAYSIA SDN. BHD.、TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD.、台湾普客二四股份有限公司 他72社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
TFI株式会社	3月31日 *1
PARK24 UK LIMITED	9月30日 *2
MEIF II CP Holdings 2 Limitedとその子会社68社	9月30日 *2
PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	9月30日 *2
SECURE PARKING PTY LTDとその子会社3社	9月30日 *2
PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.	9月30日 *2
TIMES24 SINGAPORE PTE. LTD.	9月30日 *2
PARK24 MALAYSIA SDN. BHD.	9月30日 *2
TIMES24 MALAYSIA SDN. BHD. とその子会社1社	9月30日 *2
台湾普客二四股份有限公司	9月30日 *2

*1 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

*2 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

a 商品

主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- b 貯蔵品
主に個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - a リース資産以外の有形固定資産
主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 3年～50年
構築物 2年～46年
 - b リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、主に残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。
なお、IFRSを適用する一部の在外連結子会社は、IFRS第16号「リース」を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産の減価償却方法は定額法を採用しております。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
ソフトウェア 5年
契約関連無形資産 16年～29年
 - ③ 長期前払費用
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は5年であります。
- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費
3年間で均等償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、国内と海外における駐車場事業及びモビリティ事業を行っており、これらの事業から生じる収益は、主として顧客との契約に従い計上しており、取引価格は顧客との契約による対価で算定しております。顧客との契約に係る対価は履行義務を充足してから短期間に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

① 駐車場事業（国内及び海外）

主に時間貸及び月極駐車場サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて駐車場を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、月極駐車場サービスについては、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき収益を認識しております。

② モビリティ事業

主に車両貸出サービスに係る収益であり、顧客との利用約款に基づいて車両を貸し出す履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供を完了した時点で充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、当社グループは会員顧客向けのポイントプログラムを運営しており、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込み等を考慮して算定した独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債の金額を算定しております。契約負債は、ポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年間で均等償却しております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金の金利

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行って

おります。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、それぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較し、両者の変動額を基準にして検証しておりますが、特例処理の適用が可能なものについては検証を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」531百万円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「支払手形及び買掛金」650百万円、「役員賞与引当金」41百万円及び「設備関係支払手形」1,136百万円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息及び配当金」18百万円は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

のれん及び契約関連無形資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(1) PARK24 UK LIMITED

のれん	7,482百万円
契約関連無形資産	6,545百万円
減損損失	3,269百万円

(2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD

のれん	5,437百万円
-----	----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により計上したのれん及び契約関連無形資産の評価は、将来の事業計画及び事業計画を超える期間の成長率に基づいて評価しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、事業計画と実績が異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び契約関連無形資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

188,046百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2000年10月31日
再評価を行った土地の連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	504百万円

3. 契約負債残高

契約負債については、流動負債の「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「(収益認識に関する注記) 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 (1) 契約負債の残高等」に記載のとおりであります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

2. 固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。

機械装置及び運搬具	0百万円
土地	2,267百万円
計	2,267百万円

3. 減損損失

当社グループは、事業用資産について管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、処分予定資産及び遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度におきましては、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	地域等	減損損失
契約関連無形資産	英国ブリストル市他	3,269百万円
駐車場設備（海外）	英国ボルトン区他	362百万円
遊休資産	愛媛県松山市	40百万円

減損損失の種類別内訳

建物及び構築物	25百万円
工具、器具及び備品	337百万円
土地	40百万円
契約関連無形資産	3,269百万円
計	3,671百万円

契約関連無形資産については、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響が緩やかに
なり、英国事業が全体的に収益回復に向かう中、計上単位である地域ごとの収益性を改めて評価した結
果、一部の地域について収益性が低いと判断し、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損
損失として計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを
12.5%で割引いて算定しております。

駐車場設備（海外）については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計
上しております。回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを12.5%で割引
いて算定しております。

遊休資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しており
ます。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

4. 訴訟損失引当金繰入額

当社の連結子会社であるSECURE PARKING PTY LTDにおいて、消費者に対して行った表示に関して
オーストラリア競争・消費者委員会より提訴を受けた件について、将来発生する可能性のある損失を見積
り、必要と認められる額を訴訟損失引当金繰入額として計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数	171,048,369株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当	－百万円
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当	－百万円
4. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の 初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数	550,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産
で運用しております。資金調達については設備投資計画に応じて社債もしくは銀行借入で賅う方針
であります。また、短期的な運転資金は銀行借入で調達しております。

デリバティブ取引は将来の金利及び為替の変動リスク回避を目的としており、投機的なデリバテ
ィブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金及びリース債務は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これ
らのうち、金利変動リスクに晒された借入金については、随時市場の金利動向をモニタリングして

おります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、主なものは次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び売掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	210	210	—
資産計	210	210	—
新株予約権付社債	42,310	41,029	△1,280
長期借入金	96,462	97,216	754
リース債務	28,797	28,065	△732
負債計	167,569	166,312	△1,257
デリバティブ取引 (※)	34	34	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味債務となる項目については () で示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	242

上記については、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	210	－	－	210
資産計	210	－	－	210
デリバティブ取引	－	34	－	34

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
新株予約権付社債	－	41,029	－	41,029
長期借入金	－	97,216	－	97,216
リース債務	－	28,065	－	28,065
負債計	－	166,312	－	166,312

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負債

新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ取引で繰延ヘッジ会計によるものは、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都、神奈川県その他の地域において、賃貸用の駐車場施設（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
31,509	52,362

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	駐車場事業国内	駐車場事業海外	モビリティ事業	計
売上高				
顧客との契約から生じる収益	150,081	67,029	95,718	312,829
その他の収益 (注)	12,475	2,448	2,369	17,293
外部顧客への売上高	162,557	69,478	98,087	330,123

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース会計基準」の範囲に含まれるリース取引等でありま

す。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	20,783	23,624
契約負債	707	717

契約負債は、顧客に付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、707百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使

用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	342円28銭
2. 1株当たり当期純利益	102円87銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及びその他の関係会社有価証券
移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 商品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - (2) 貯蔵品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
なお、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び賃貸用車輛並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - (3) 長期前払費用
定額法を採用しております。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
当社の収益は、主として子会社からの受取配当金の他、子会社との契約に基づく業務委託料、ポイントプログラム運営料、レンタル収入及び不動産賃貸料であり、いずれも当社の子会社を主たる顧客としてお

ります。

業務委託料については、子会社に対する経営の管理・指導及び子会社が運営する事業に付帯する業務を行うことを履行義務としており、当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

ポイントプログラム運営料は、子会社が会員顧客に付与したポイントの利用時及び失効時に履行義務が充足されると判断し、子会社との契約における単価に基づき収益を認識しております。

レンタル収入及び不動産賃貸料は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日)に基づき、契約における月当たりの賃貸料をその対応する期間で収益を認識しております。

6. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

7. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…借入金、借入金の金利

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。また、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段について、それぞれのキャッシュ・フロー総額の変動額を比較し、両者の変動額を基準にして検証しておりますが、特例処理の適用が可能なものについては検証を省略しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(貸借対照表)

前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「前渡金」87百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「無形固定資産」の「商標権」1百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「投資有価証券」227百万円及び「長期前払費用」74百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「未払消費税等」161百万円は、金額的重要

性が乏しいため、当事業年度より「未払金」に含めて表示しております。また、「買掛金」19百万円、「前受金」114百万円、「預り金」31百万円及び「設備関係支払手形」143百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「退職給付引当金」63百万円及び「長期預り敷金保証金」152百万円は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式 (PARK24 UK LIMITED 及び PARK24 AUSTRALIA PTY LTD) の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(1) PARK24 UK LIMITED	22,446百万円
(2) PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	2,473百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が裏付けられる場合を除き、相当の減額処理をすることとしております。

超過収益力を反映した実質価額の算定には、連結計算書類における「(重要な会計上の見積りに関する注記)のれん及び契約関連無形資産の評価」に記載されている見積りが含まれているため、将来の不確実な経済条件の変動などによってこれらの見積りが影響を受けた場合には、関係会社株式の金額に重要な影響を受ける可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対し、債務保証を行っております。

PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	3,511百万円
SECURE PARKING PTY LTD	2,196百万円
PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.	567百万円
PARK24 UK LIMITED	427百万円
タイムズ24株式会社	268百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

17,794百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	4,234百万円
長期金銭債権	618百万円
短期金銭債務	1,091百万円

4. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を定めるために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	2000年10月31日
再評価を行った土地の事業年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	504百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引高	
営業収入	33,613百万円
営業費用	2,037百万円
営業取引以外の取引高	1,826百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	528,434株	60株	一株	528,494株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	29,921百万円
資産除去債務	866百万円
土地再評価差額金	316百万円
賞与引当金	217百万円
その他	823百万円
小計	32,146百万円
評価性引当額	△29,667百万円
合計	2,478百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△759百万円
その他	△22百万円
合計	△782百万円
繰延税金資産の純額	1,696百万円

当社は、当事業年度中にグループ通算制度を適用することについて承認申請を行い、翌事業年度より単体納税制度からグループ通算制度へ移行することとなりました。なお、法人税及び地方法人税に係る税効果会計に関する会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を当事業年度の年度末から適用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
タイムズ24 株式会社	100.0%	駐車場業務システム管理委託等 管理部門に関する 業務委託 駐車場の賃貸 役員の兼任	貸付金の回収	14,000	—	—
			配当金の受取	10,000	—	—
			業務の受託	11,516	未収入金	696
			債務保証	268	—	—
タイムズ モビリティ 株式会社	100.0%	タイムズカー業務システム管理 委託等 管理部門に関する 業務委託 役員の兼任	貸付金の回収	7,100	関係会社 短期貸付金	44,300
			業務の受託	4,637	未収入金	590
PARK24 UK LIMITED	100.0%	英国における駐車場運営管理 役員の兼任	増資の引受	71,414	—	—
			貸付金の回収	52,502	—	—
			利息の受取	1,298	その他 (流動資産)	48
			債務保証	427	—	—
PARK24 AUSTRALIA PTY LTD	100.0%	豪州における駐車場運営管理 役員の兼任	資金の貸付	1,337	関係会社 短期貸付金	8,278
					その他 (投資その他の 資産)	618
			債務保証	3,511	—	—

会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
SECURE PARKING PTY LTD	100.0%	豪州における駐 車場運営管理 役員の兼任	債 務 保 証	2,196	—	—
PARK24 SINGAPORE PTE. LTD.	100.0%	シンガポールに おける駐車場運 営管理 役員の兼任	債 務 保 証	567	—	—

- (注) 1. 業務の受託料は、市場価格を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
2. 資金の貸付は、市場金利を勘案して一般の取引と同様に決定しております。
3. 資金の貸付及び貸付金の回収は純額で表示しております。
4. PARK24 UK LIMITEDに対する増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けると同時に、当社の出資により払い込まれた金銭によって、同社に対する貸付金を全額回収しております。これら一連の取引により貸倒引当金繰入額7,303百万円を特別損失として計上しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 277円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 14円35銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。